

たけのこの出荷制限解除について 白石市, 丸森町 (旧丸森町, 旧小斎村)

平成27年4月24日, 原子力災害対策本部長 (内閣総理大臣) から, 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第20条第2項の規定により, 平成24年5月1日付けで出荷制限が指示されていた白石市で産出される「たけのこ」, 及び同日付けで出荷制限が指示されていた丸森町で産出される「たけのこ」のうち, 丸森町 (旧丸森町, 旧小斎村) で産出される「たけのこ」について, 出荷制限が解除されましたので, お知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

白石市及び丸森町 (旧丸森町, 旧小斎村) で産出される「たけのこ」

2 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) たけのこの発生状況を確認しながら, 3検体以上の出荷前検査を行い, 基準値以下であることを確認した上で出荷する。
- (2) 出荷される「たけのこ」の安全性を確保するため, 過去の検査で50ベクレル/kgを超えた竹林や, 過去に検査を行っていない竹林から出荷しようとする場合は, 県が事前に検査を行い, 基準値以下であることを確認する。
- (3) 発生期間中は1週間に1回を基準とした定期検査を実施する。
- (4) 県は白石市や丸森町, たけのこ生産者等による協議会と連携し, 生産者ごとに竹林所在地, 出荷先などを記録した台帳を作成し, 出荷管理を徹底する。
- (5) 県は市町村と連携し, 宮城県内で出荷制限が継続されている市町村の「たけのこ」を扱わないことや, 市町村名の表示のない「たけのこ」については, 生産地の市町村名を確認のうえ, 適切な表示により流通させることを要請するとともに, これら流通拠点を巡回指導する。

<参考>

「たけのこ」の出荷制限の状況

栗原市, 丸森町 (旧金山町, 旧大張村, 旧舘矢間村, 旧大内村, 旧筆甫村)

「たけのこ」の出荷制限解除の状況

平成26年4月17日 丸森町 (旧耕野村)

平成27年4月24日 白石市, 丸森町 (旧丸森町, 旧小斎村)